

7. 浸透・侵食に対する今後の対応方針（案）

7.1 浸透について

吉野川堤防における浸透に対する安全性の検討は、昨年度の台風被害等を踏まえて、昭和20年から平成16年までに漏水履歴のある箇所について「河川堤防の構造検討の手引き」に準じて、検討対象区間である吉野川左岸14.985km、右岸28.205kmで照査を行った。照査結果によると要対策区間は左岸12.815km、右岸22.940kmとなった。

これまでも堤防の質的強化に取り組んできたところであるが、新たに漏水により堤防が危険になることが照査結果により明らかになった区間については、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会条件等を総合的に判断し、計画的に浸透対策を実施することとしたい。

なお、今後は、吉野川河川整備計画（仮称）において今後20～30年の間に事業を実施する区間を定めることとする。

7.2 侵食について

侵食に関する照査については「河川堤防の構造検討の手引き」に準じて実施した。照査結果は、吉野川においては検討対象区間左岸34.8km、右岸36.8kmに対し、左岸25.8km、右岸22.4kmの区間について侵食に対する安全性が十分とはいえないという結果となった。

昨年度、戦後最大洪水である台風23号をはじめとする度重なる出水による護岸災害に対して災害復旧を行っているところである。災害復旧事業は再度災害の防止を目的として実施されるものであり、戦後最大洪水である台風23号出水規模までは一定の安全性が確保できると考えられる。

今後の対応方針としては、今回の照査結果をもとに被災履歴、被災規模、現在の護岸の有している安全度、背後地の社会条件等を総合的に判断し、必要な箇所については事業を実施していく。

その際、浸透対策工や今後検討される地震対策工が侵食対策にも効果がある場合が想定されるため、それぞれの対策工が相乗効果を持つよう配慮することとする。